

## 銚子市看護師等修学資金貸付条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、銚子市看護師等修学資金貸付条例（平成27年銚子市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (申請手続)

第2条 条例第4条第1項の規定による申請は、看護師等修学資金貸付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、当該申請をする日の属する年度以後の年度に看護師等養成施設に入学する者にあつては、第2号に掲げる書類の添付を要しないものとする。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 看護師等養成施設の学業成績表
- (3) 看護師等養成施設に在学することを証する書類又は看護師等養成施設に入学する手続を終了したことを証する書類
- (4) 健康診断書（別記様式第3号）
- (5) 戸籍抄本
- (6) その他市長が必要と認める書類

### (選考及び決定の通知)

第3条 銚子市内医療機関勤務看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを行う者の選考は、前条の規定により提出された書類の審査及び面接により行うものとする。

2 市長は、前項の選考を行ったときは、看護師等修学資金貸付決定通知書（別記様式第4号）又は看護師等修学資金貸付不承認決定通知書（別記様式第5号）によりその結果を申請者に通知するものとする。

3 第1項の面接は、市長が必要がないと認める場合は、省略することができる。

### (貸付契約等)

第4条 条例第4条第2項に規定する貸付契約（以下「貸付契約」という。）は、看護師等修学資金貸付契約書及び連帯保証契約書（別記様式第6号）により行う。

2 修学資金の貸付けを受ける者は、貸付契約締結時に修学資金の振込みを受ける金融機

関の口座を看護師等修学資金振込口座届（別記様式第7号）により市長に届け出なければならぬ。

（保証人）

第5条 条例第6条第1項に規定する保証人（以下「保証人」という。）のうち1人は、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときはその保護者（親権を行う者又は未成年後見人をいう。）、成年者であるときはその父母兄弟又は市長が別に定める者を立てなければならない。

2 借受人（条例第5条第3項に規定する借受人をいう。以下同じ。）は、保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに保証人異動届（別記様式第8号）により市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 破産宣告を受けたときその他保証人としての適性を失ったとき。

3 借受人は、条例第6条第2項の規定により新たに保証人を立てるときは、市長が特に認める場合を除き、第1項に定めるところにより立てなければならない。この場合において、借受人は、保証人変更承認申請書兼保証人誓約書（別記様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（貸付契約の解除の通知）

第6条 市長は、条例第7条第1項の規定により貸付契約を解除するときは、直ちに、看護師等修学資金貸付契約解除通知書（別記様式第10号）により、借受人及びその保証人にその旨を通知するものとする。

（貸付けの停止等の通知）

第7条 市長は、条例第7条第2項又は第3項の規定により修学資金の貸付けを停止し、又は一時保留するときは、看護師等修学資金貸付停止（保留）通知書（別記様式第11号）により借受人に通知するものとする。

（貸付けの辞退の届出）

第8条 借受人は、修学資金の貸付けを辞退しようとするときは、看護師等修学資金辞退届（別記様式第12号）により市長に届け出なければならない。

(借用証書の提出)

第9条 借受人は、条例第5条第3項の規定により修学資金の貸付けを受ける期間が満了したとき又は条例第7条第1項の規定により貸付契約を解除されたときは、直ちに、貸付けを受けた修学資金の全額について看護師等修学資金借用証書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(在職期間の計算における端数処理)

第10条 条例第9条第2項に規定する在職期間の計算において、1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

(返還債務の免除の申請手続)

第11条 条例第8条又は第9条第1項の規定により返還債務(条例第8条に規定する返還債務をいう。以下同じ。)の免除を受けようとする者は、看護師等修学資金返還債務免除申請書(別記様式第14号)に同条各号又は条例第9条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(返還期間の延長の申請手続)

第12条 条例第10条第2項の規定により修学資金の返還期間の延長を求めようとする者は、看護師等修学資金返還期間延長申請書(別記様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(返還債務の履行猶予の申請手続)

第13条 条例第11条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、看護師等修学資金返還債務履行猶予申請書(別記様式第16号)に同条第1項又は第2項の事由が存することを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(延滞利息の減免の申請手続)

第14条 条例第12条第4項の規定により延滞利息の減免を受けようとする者は、看護師等修学資金延滞利息減免申請書(別記様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(学業成績表等の提出)

第15条 条例第13条本文の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 在学する学年を記載した在学証明書

(2) 健康診断書

2 条例第13条本文の規定による書類の提出は、毎年4月30日までに行わなければならない。

(届出)

第16条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに当該各号に定める書類により市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。 氏名(住所)変更届(別記様式第18号)

(2) 修学資金の振込口座を変更しようとするとき。 看護師等修学資金振込口座変更届(別記様式第19号)

(3) 退学し、休学し、復学し、若しくは停学処分を受けたとき又は心身の故障のため看護師等養成施設を卒業する見込みがなくなったとき。 修学状況変更届(別記様式第20号)

(4) 看護師等養成施設を卒業したとき。 看護師等養成施設卒業届(別記様式第21号)

(5) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第7条第3項の規定による看護師免許証又は同法第8条の規定による准看護師免許証の交付を受けたとき。 免許取得届(別記様式第22号)

(6) 条例第8条に規定する市内勤務看護師等として勤務することができなくなったとき。 勤務辞退届(別記様式第23号)

2 保証人は、借受人が死亡したときは、連名で、直ちに借受人死亡届(別記様式第24号)に除籍抄本その他死亡を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(現況届の提出)

第17条 借受人は、看護師等養成施設を卒業した日から修学資金の返還債務の全部を免除され、又は返還債務の履行を終える日までの間、毎年4月1日現在の状況を同月15日までに、現況届(別記様式第25号)により市長に届け出なければならない。

(銚子市内医療機関勤務看護師等修学資金に関する規定の準用)

第18条 第2条から前条までの規定は、銚子市立病院勤務看護師等修学資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第1項	銚子市内医療機関勤務看護師等修学資金	銚子市立病院勤務看護師等修学資金
第16条第1項第6号	条例第8条に規定する市内勤務看護師等	条例第15条の規定により読み替えられた条例第8条に規定する市立病院勤務看護師等
第17条	ならない	ならない。ただし、借受人が条例第15条の規定により読み替えられた条例第8条に規定する市立病院勤務看護師等として勤務している間は、この限りでない

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の銚子市看護師修学資金貸付条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の調整をし、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の銚子市看護師等修学資金貸付条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の調整をし、なお使用することができる。